

# 神奈川県臨床工学技士会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県臨床工学技士会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を相模原市上鶴間7-9-1東芝林間病院におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、臨床工学技士の連帯交流を深め学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、地域の福祉、医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 臨床工学技士の資質及び教育の向上に関する事
2. 臨床工学技士相互の連帯交流に関する事
3. 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事
4. 臨床工学技士に関する刊行物の発行及び調査研究
5. 内外関連団体との連帯交流に関する事
6. その他 本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第3条による臨床工学技士の免許を有する者で、本会の目的に賛同する個人
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体
3. 特別会員 本会の対象とする領域において、特別な功労のあった個人

(権利)

第6条 本会の会員は、次の事項をなすことができる。

1. 正会員は、
  - イ. 総会に出席し議決権を有する。
  - ロ. 役員選挙権を有する。
  - ハ. 本会の発行する刊行物に投稿し、これを受領する権利を有する。ニ. その他本会の事業に参加する権利を有する。
2. 賛助会員は、
  - イ. 総会に出席する権利は有するが、発言権ならびに議決権は有しない。
  - ロ. 本会の発行する刊行物に投稿し、これを受領する権利を有する。
  - ハ. 本会が主催、共催する展示会への出展と本会の発行する刊行物への広告を優先的掲載する権利を有する。ニ. その他本会の事業に参加する権利を有する。
3. 特別会員は、
  - イ. 本会に対して、助言を与える権利を有する。
  - ロ. 本会に出席し発言する権利は有するが、議決権は有しない。
  - ハ. 本会の発行する刊行物に投稿し、これを受領する権利を有する。ニ. その他本会の事業に参加する権利を有する。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書、入会金、当該年度の会費を会長に提

出し、役員会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会費などの不返還)

第9条 会員が既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 会員が死亡したとき
3. 賛助会員である団体が解散したとき
4. 本会が定めた期間以上会費を滞納したとき
5. 本会の目的に違反する行為があったとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとしたときは、理由を付けて退会届を会長に提出しなければならない。

#### 第4章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員をおく。

- |         |       |
|---------|-------|
| 1. 会長   | 1名    |
| 2. 副会長  | 2名    |
| 3. 事務局長 | 1名    |
| 4. 会計   | 2名    |
| 5. 会計監査 | 2名    |
| 6. 幹事   | 14名以内 |

(役員を選任及び義務)

第13条 役員は、正会員の中より推薦、または自薦により選出される。

2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
4. 事務局長は、本会に係わる事務業務を処理する。
5. 会計は、本会に係わる会計業務を処理する。
6. 幹事は、他の役員と共に役員会を構成し会務の執行を決定する。
7. 会計監査は、会の会計を監査する。

(役員任期)

第14条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、補欠(または増員)により選任された役員任期は、前任(又は現任者)の残任とする。

2. 役員は、再任されることが出来る。
3. 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の決議により、解任することが出来る。ただし、その役員に対し總會の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

#### 第5章 その他の機関

(その他の機関)

第16条 本会に、次の機関を置くことができる。

1. 顧問および参与
  - 1) 本会の事業達成のために、顧問および参与を置くことが出来る。
  - 2) 顧問および参与は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
  - 3) 顧問は会長の諮問に応じて会長に助言する。
  - 4) 参与は会長の要請に応じて特別の事項を処理する。
  - 5) 顧問および参与の委嘱は、会則第14条の役員任期に準ずる。

- ただし役員において特別に定めた場合はこの限りではない。
2. 委員会

## 第6章 会議

### (種別)

第17条 本会の会務を議するために、次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会

### (総会)

第18条 総会は、定例総会および臨時総会とし次の定めによって開催する。

1. 総会は、正会員をもって構成し会長が召集する。
2. 定例総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認められた時、又は正会員の5分の1以上より会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。
4. 総会は、正会員の過半数以上の出席をもって成立とする。但し、当該事項について、書面をもって予め意志を表示した者は出席者とみなす。
5. 総会の議長及び書記は、その総会に出席している正会員の中から互選する。

### (総会の機能)

第19条 総会は、次の事項を決議する。

1. 事業計画及び収支予算の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. その他本会の運営に関する重要事項

### (役員)

第20条 役員会は、次の定めによって開催する。

1. 役員会は必要に応じて会長が召集する。
2. 役員3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。
3. 役員会は、役員3分の2以上の出席をもって成立とする。但し当該事項について、書面をもって予め意志を表示したものは出席者とみなす。
4. 役員会の議長はその出席役員の中から互選する。

### (役員会の権能)

第21条 役員会は、この会則に別に規定するもののほか、総会の権能に属せしめられた事項以外の全ての事項を審議決定し執行する。

### (会議の議決)

第22条 会議の議事は、この出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議の議事録)

第23条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 構成員の現在数
3. 会議に出席した会員数又は構成員の氏名(書面表決者および表決委任者を含む)
4. 議決事項
5. 議事の経過の概要および発言者の発言要旨

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 入会金および会費
2. 寄附金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入

## 5. その他の収入

### (資産の管理)

第25条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会及び総会の議決により定める。

### (経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (予算及び決算)

第27条 本会の収支決算は、役員会の議決を経て総会の承認を受けなければならぬ。収支決算は、年度終了後3カ月以内に監査を行い、役員会議決を経て総会の承認を得なければならない。

2. やむを得ない理由により収支予算が成立しない時は、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。

### (会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第8章 会則の変更及び解散

### (会則の変更)

第29条 この会則の変更は、役員会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

### (解散及び残余財産の処分)

第30条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て解散をすることが出来る。

2. 解散にともなう残余財産は、役員会の議決を得て、総会の承認を受けて類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

## 第9章 附則

### (正会員)

第31条 臨床工学技士法附則第3条に該当するものは正会員と認める。

### (施行日)

第32条 本会則は1989年10月15日より施行する。

1997年4月13日 一部改正

2000年4月16日 一部改正

2002年4月28日 一部改正

# 神奈川県臨床工学技士会会則施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この施行細則は、神奈川県臨床工学技士会会則をうけ、本会事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

## 第2章 会員

### (入会)

第2条 会則第7条に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第1号様式のとおりとする。

2. 会則第7条に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式のとおりとする。
3. 会則第4条5により当会に入会した正会員は、社団法人日本臨床工学技士会へ加入するものとする。

### (入会金及び会費)

第3条 会則第8条に定める入会金は4,000円とする。

2. 会則第8条に定める会費は

正会員	年額	6,000円
賛助会員	一口	30,000円
3. 社団法人日本臨床工学技士会の入会金・会費については社団法人日本臨床工学技士会の決定した金額とする。
4. 当会及び社団法人日本臨床工学技士会の入会金・年会費の納入は各会へ別途に納入する。
5. 会員の納入は、原則として当該年度の9月末日までとする。

### (会員名簿)

第4条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があった時には、速やかに本会に届け出なければならない。

2. 本会は、会員名簿を作成し、会員の移動ある毎にこれを訂正しなければならない。

### (退会)

第5条 会則第11条に規定する退会届の書式は、別紙第3号様式のとおりとする。

## 第3章 会務運営

### (委員会の設置)

第6条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことができる。

2. 委員長は役員の中から選出し役員会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。
4. 委員長は会務を掌理し、委員は会務に従事する。
5. 委員長及び委員の任期は、会則第14条の役員の任期に準ずる。ただし、役員会において別に定めた場合はこの限りでない。

## 第4章 会計

### (会計業務)

第7条 会計役員は、本会すべての会計に関する業務(会費、その収入の収納、経費の支払、金銭の出納等)を行う。

### (会計の帳簿)

第8条 会計事務は、次の帳簿を行う。

1. 現金出納帳
2. 貯金出納帳(振替貯金出納帳)

### 3. 収入支出基本台帳

(帳簿の記録)

第9条 取り引きは、すべて証拠書類により帳簿に記載する。

(証拠書類の保存)

第10条 会計業務によるすべての証拠書類は、整理し保存・保管をする。

(支払の処置)

第11条 会計役員が疑問と思われる支払い請求については、請求責任者に対し補則の説明文を請求することが出来る。また、再三にわたり疑問と思われる支払い請求があった場合は、補則の説明文をそえて役員会で決議を行う。

(領収書の徴収)

第12条 支払いをするときは、相手方から領収書を受け取らなければならない。ただし、徴収不能な場合は、請求責任者の理由書を以て請求書または領収書とすることが出来る。

(経費の支払い)

第13条 役員会・各委員会または渉外等で要した経費は、本会が定めた活動経費請求用紙に必要事項を記入し、提出した場合に支給する。各委員会については、委員長が代表して提出する。

2. 各委員会において、委員長が認めた役員以外の者も同じとする。

3. 事業等の際し、役員以外の協力者(若干名)には、経費を払う。

4. 支払いは、原則として現金にて行い、受領者は提出された活動費請求用紙の受領証に記名する。

(前渡金)

第14条 会計役員は、会長の許可があれば、前もって必要現金を役員に渡すことができる。

(会計書類・現金の保管)

第15条 会計役員は、会計に関する一切の書類(貯金または貯金の通帳・預り証書、その他これらに類する証書等)、及び現金を保管しなければならない。

(補則)

第16条 この規定にない会計処理に関する措置については、会長の決済を得て役員会の承認を得るものとする。

## 第5章 関連団体との交流

(人員派遣)

第17条 関連団体より、人員の派遣を要請された場合は、役員会の承認を経て、人員を派遣する。金銭に関しては、関与しない。

## 第6章 附則

(細則の変更)

第18条 この細則の変更は、役員会の議決により総会の承認を経て変更することができる。

(施行日)

第19条 この細則は、1989年10月15日から施行する。

1997年4月13日 一部改正

2002年4月28日 一部改正

# 神奈川県臨床工学技士会選挙規定

## (総則)

第1条 この規定は本会の役員を選出について細部の必要事項を定めることを目的とする。

第2条 役員を選出は会則第13条に基づきこの規定によって行う。

## (選挙管理委員会)

第3条 役員会は、任期満了の120日以上前に選挙管理委員長を選出しなければならない。

第4条 選挙管理委員長は、速やかに正会員の中より若干名を選出し、選挙管理委員会を設置する。但し、選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補者及び推薦届の受理
- (3) 資格審査、候補者氏名の公示
- (4) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (5) 総会への選挙結果報告
- (6) その他選挙管理に必要な事項

第6条 選挙管理委員の任期は、総会の承認をもって満了とする。

## (選挙)

第7条 選挙は役員任期満了の当該年度内に施行するものとする。

第8条 選挙の告示は投票日の90日以上前に行わなければならない。

第9条 役員に立候補しようとする者並びに、候補者を推薦する場合は、投票日60日前迄に別紙書式により選挙管理委員会に届け出をしなければならない。ただし推薦候補者の場合には本人の同意を必要とする。

第10条 立候補者及び推薦候補者は、候補者としての履歴と抱負、候補者を推薦する者は推薦理由を選挙管理委員会に提出するものとする。

第11条 立候補者及び推薦者が定数を超えない場合は役員会において候補者を推薦することができる。ただし被推薦者の同意を必要とする。

第12条 立候補者氏名の公示は投票日の30日以上前に行われなければならない。

第13条 投票は無記名で行い定数内連記投票とする。

第14条 当選は有効投票数を得た高得点順に定める。但し当選者が定数を越え得票が同数の場合は、決選投票を行う。

第15条 役職は当選した者の中から互選により決定し総会において承認を受ける。

## (欠員の補充)

第16条 役員に欠員が生じた場合は、次点当選とし会員に報告する。

第17条 次点当選者の任期は前任者の残任期間とする。

第18条 次点者がいない場合は欠員とする。

(附則)

第19条 この規定は1993年4月18日より施行する。

# 神奈川県臨床工技士会誌広告取扱規定

(総則)

第1条 この規約は本会の発行する刊行物に掲載する広告扱いについて細部の必要事項を定めることを目的とする。

第2条 広告取扱については、役員会および編集委員会がこの規定に基づいて行う。

(資格)

第3条 1. 広告掲載申し込み資格は原則として、本会会員とする。  
2. 非会員の申し込みについては、本会の審査により採否を決定する。

(採否)

第4条 1. 広告掲載の採否は本会の審査により決定する。  
2. 本会の権威と体裁を著しく害する広告については、その掲載を拒否または広告原稿の修正を求めることができる。  
3. 広告掲載位置については当会に一任するものとする。  
会誌については、受付順に後付けにより順ぐりに前付けに移動するものとする。  
4. 1社3頁以上の申し込みを受け付けないことがある。又、申し込みが多数有って掲載負の限界を越えた場合は抽選により掲載者を決定する。

(期日)

第5条 1. 広告掲載申込は発行予定日より90日前迄に所定の申込用紙により申し込むものとする。  
2. 印刷広告原稿は製版済製版とし、発行予定日より60日前迄に所定の申し込む事。  
3. 綴じ込み広告は刊行物に合ったサイズで発行部数と同数を発行予定日より60日前迄に指定の場所へ持ち込む事。

(料金)

第6条 広告料金は以下の通りとする。

1. 会員

1) 綴じ込み広告 2頁(1枚) 2万円

2) 印刷広告 1頁 2万円

以後1項ごとに1万円を加算する。

印刷代金が初項では1万円、以後5千円を越える分については広告主の

実費

負担とする。

3) 会報段組み広告 1/4項 5千円

2. 非会員 会員料金の2倍

(附則)

第7条 この規定は1990年2月22日より実施する。  
2000年4月16日 改訂

## 神奈川県臨床工技士会誌投稿規定

1. 投稿は、原則として共著者を含め本技士会会員とする。
2. 投稿原稿は、400字詰横書き原稿用紙を用い、原稿の表紙に次の事項を記載する。なお、ワープロ原稿の場合は、前記原稿用紙のスタイルによるものとする。
  - (1)表題
  - (2)著者名(邦語およびローマ字)
  - (3)勤務先及び勤務先所在地
  - (4)原著、解説論文、研究論文、考察、使用経験、会員の声など
3. 論文は他の刊行物に未発表のものに限る。ただし、著者がその内容の一部を発表したものについては著者の希望により本誌に掲載することが出来る。また、外国の刊行物の発表した論文もこれに準ずる。なおこの場合はその旨を表紙に記入する。
4. 投稿原稿は、図、表、写真を含め、400字詰原稿用紙20枚以内とし、刷り上がり1ページの分量は、400字詰原稿用紙5枚に換算する。
5. 図、表、写真は1枚ごとに別紙とし、各葉ごとに通し番号を入れる。また本文の原稿用紙右欄外にそれぞれ該当する図、表、写真の番号を記入してその掲載箇所を指定する。図、表、写真を本文の原稿用紙に貼ったり、掲載箇所を示すために空白を作ってはならない。
6. 文章は文語体とする。特に欧文もしくはカタカナ書きを必要とする部分以外は漢字まじりひらがな書きとする。漢字は当用漢字、かなは新かなづかいによる。また、数量を表す場合にはアラビア数字を使う。
7. 引用文献は、本文に引用された順番に番号を付け、末尾に一括して示す。記載方法は次の例による。
  - (1)雑誌の場合 著者名ほか：論文，誌名，巻(号)：引用ページ(はじめとおわり)，出版年．
  - (2)図書の場合 著者または編者名：書名，引用ページ(はじめとおわり)，出版社，出版年．
8. 投稿原稿の採否および掲載順序等は編集委員会に一任とする。
9. 投稿原稿はコピーを一部添えて本会事務局宛に郵送する。
10. 投稿原稿は返却しない。